

新潟市小杉地区コミュニティセンター
指定管理者申請者評価会議 議事録

- 1 日時 平成29年10月16日(月) 午後2時～午後3時30分
- 2 場所 江南区役所 3階 301会議室
- 3 委員 佐藤 正明 (横越コミュニティ協議会 会長)
大沢 美子 (横越中学校地域教育コーディネーター)
小林 淑人 (社会福祉協議会 事務局長)
- 4 事務局 堀越 幸弘 (江南区地域課長補佐)
伊藤 聡 (同課地域振興係長)
鳥越 章仁 (同課地域振興係副主査)
- 5 申請者 佐藤 正男 (小杉地区コミュニティセンター管理運営員会 会長)
青木 俊弘 (小杉地区コミュニティセンター管理運営員会 会計)
- 6 傍聴人 0人

7 発言内容

1 開会	
事務局：伊藤	ただ今より「第2回 新潟市小杉地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議」を開催いたします。本日はお忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。事前に配布させていただいた次第に基づきまして、会議を進ませていただきます。 それでは、初めに江南区地域課長補佐からご挨拶申し上げます。
2 江南区役所地域課あいさつ	
事務局：堀越	今日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ今日は評価会議の本番ということになりまして、皆様からはしっかりと内容の方をお聞き取りいただきながら、評価をしていただければと思います。今日は普段施設を管理されている指定管理者の方が来られていますので、不明なことがあれば、どんなことでも結構ですので質問していただき、納得した上で評価していただきたいと思います。 今日は一日よろしくお願いたします。

3 議事	
施設利用状況について	
事務局：伊藤	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>「3 議事」について、事務局より説明します。</p>
事務局：鳥越	<p>評価会議事務局を担当しております、江南区役所地域課・鳥越でございます。本日はよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本題に入る前に、「施設利用状況」について説明させていただきます。本日お配りした資料「小杉地区コミュニティセンター 利用状況」をご覧ください。</p> <p>まず上段の表ですが、こちらは過去3年間の年度別の利用状況をまとめてあります。なお、今年度については、7月末時点でのデータになりますので、過去2年間より低い数値となっております。利用率は平均10%程度と、高い水準とはいえませんが、過去3年間は、利用件数・利用者数・利用料金収入、すべて増加の傾向にあり、今年度も前年度を上回る数値が見込める状況となっております。</p> <p>下段が昨年度(平成28年度)における地区別の利用状況です。こちらでは、利用者を区内・区外で分類し、さらに区内を小杉地区とそれ以外で分類してあります。見てわかる通り、最も利用者の多い多目的ホールは、小杉地区以外の方が約8割を占めており、比較的遠方から利用者がやってきていることが分かります。一方で調理室、和室1・2は、小杉地区の方の利用が多く、主に地元のサークルの活動の場として利用されています。</p>
(1) 現指定期間の指定管理者評価について	
事務局：鳥越	<p>続きまして、議事「(1)現指定期間の指定管理者評価について」に入ります。</p> <p>市では、指定管理者が施設を適正に管理しているか、毎年、年度末に評価を実施することとしています。この評価は、本日の会議で皆様からしていただく評価とは別のもので、市の立場から指定管理者を評価するものになります。皆様の評価は「申請者が次の指定管理者として適切か」を判断していただくものですが、私どもが行っているのは「過去1年間指定管理者として適切に施設を管理していたか」という過去の実績を評価するものになります。本日の会議にあたり、皆様の評価の判断材料としていただくため、昨年度末に実施した市の評価を提示させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは資料をご覧ください。この資料では、市で定めた項目について、基準を満たしているかそれぞれ評価をしています。項目の大きなくりとしまして、「1施設サービス提供」、「2事業」、「3施設の管理」、「4歳入歳出」、そして最後に「5総合評価」があり、さらにそれぞれ細かな評価項目に分かれています。</p> <p>表の中で、○や◎がついている欄がありますが、これは各評価項目について</p>

	<p>て、指定管理者が基準を満たしているかどうか判断したのになります。◎、○、△、×の4段階評価で、○が基準を満たしていること、つまり合格点になります。○を基準としまして、通常以上に目覚ましい成果があれば◎、基準を下回る場合は△、基準を著しく下回った場合は×としています。</p> <p>具体的に見てみますと、小杉コミセンについては、ほとんどが○、つまりは基準を満たしているという評価であり、2カ所、特に成果が上がった項目が認められたため、◎をつけてあります。一つが「災害等への対応」もう一つが「利用者増等」です。「災害等への対応」については、新たに石油ストーブを整備し、災害への備えが高まったこと、そして「利用者増等」については、3年連続で利用者が堅調に伸びていることをそれぞれ評価し、◎としています。</p> <p>そして各項目に付けた○や◎の数に応じて、大項目ごとにA～Dまで評価をつけてあります。評価としましては、4つすべてを「B」評価としています。</p> <p>最後の総合評価として、「指定管理者は、指定管理施設をコミュニティ活動の中心的施設として地域住民に密着した施設として管理運営し、地域利用団体との連絡調整などを円滑に行い、良好な関係を維持している。また、災害等対応や地域活性化に寄与する施設として機能の維持・向上に努める一方、経費縮減にも取り組んでおり、指定管理者として良好と評価する。」とし、指定管理者として適切に施設を管理・運営していると評価しています。</p> <p>議事の「(1) 現指定期間の指定管理者評価について」の説明は、以上でございます。</p>
(2) 指定管理者申請者の評価について	
① 評価会議の流れと評価方法	
事務局：鳥越	<p>「① 評価会議の流れと評価方法」について説明いたします。</p> <p>まず、今回の会議の流れですが、この後、申請者から部屋に入っていただき、事前にお配りしました申請書類について申請者と事務局の方から説明させていただきます。ちなみに、申請書類は、「業務仕様書」を基に、申請者が来年度以降の計画についてまとめた資料になります。</p> <p>そして申請書類の説明が終わりましたら、「申請者へのヒアリング」として、申請者への質問時間を設けます。</p> <p>最後に、皆様から指定のシートに評価を記入していただき、その評価結果についてご意見を聞き取らせていただきたいと思います。</p> <p>具体的な評価の方法についてですが、資料A3版の大きさの「評価表」をご覧ください。皆様には、こちらのシートを用いまして、申請者の評価をしていただきます。全部で11項目ありますので、各項目について特に問題がなければ「適」に、不適切ということであれば「否」にそれぞれ○を記入していただきたいと思います。</p>

	「①評価会議の流れと評価方法」の説明は、以上でございます。
(2)指定管理者申請者の評価について	
②指定申請書等の説明	
事務局：伊藤	<p>(申請者入室・着席)</p> <p>それでは、「② 指定申請書等の説明」に入らせていただきます。時間の都合もございますので、前半は申請者、後半は事務局よりそれぞれ説明させていただきます。</p>
申請者：佐藤	<p>管理運営委員会の佐藤でございます。</p> <p>日頃はコミュニティセンターの利用促進にご協力くださりまして、お礼申し上げます。</p> <p>我々、管理運営委員会は、平成21年度から小杉地区コミュニティセンターの指定管理者として指定されまして、今年度で3期目が終了するところであります。</p> <p>その間、コミュニティセンターを地域活動の拠点施設として管理運営し、住みよい地域社会づくりの推進に寄与できたと思っております。</p> <p>今後も利用者に気持ち良く使っていただけるよう、管理運営してまいりたいと思っております。</p> <p>最後に、来年度からの4期目の指定管理者として、地域住民の連帯感を発展させる施設、地域コミュニティ活動の中心施設として、市の指定を受け、管理運営を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
申請者：青木	<p>それでは、申請書類については、会計担当の私・青木から説明させていただきます。</p> <p>申請書類一式については、事務局から皆様に事前配布させていただいたと聞いておりますので、お手元にご用意をお願いします。</p> <p>付箋(1)の「団体の概要」をご覧ください。こちらの資料では、我々の組織について基本的な内容を記載しております。我々は「小杉地区コミュニティセンター管理運営委員会」と申しまして、小杉地区の自治会及び関係団体から選出された代表者で構成しております。「運営主旨」の欄の2番のところに記載してありますが、本会の目的として「地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心的施設として活用できるよう、新潟市の指定を受け、自主管理・運営を行うこと」を掲げ、施設の管理運営にあたっております。</p> <p>次に一枚めくっていただいて、付箋(2)「事業計画書」をご覧ください。こちらの資料では、来年度以降の事業計画についてまとめてあります。まず、「1 施設</p>

<p>事務局：鳥越</p>	<p>運営の基本方針」のところですが、こちらではどのように施設を運営していくか、基本的な方針を定めてあります。1点目として、小杉地区コミュニティ活動の発展・振興を図ること。2点目として、施設の平等利用を図ること。最後3点目として、この事業計画に沿って施設を適正に管理し、地域との交流促進を図ることをそれぞれ定めています。</p> <p>「2 施設の運営体制」以降につきましては、事務局に説明を引き継がさせていただきます。</p> <p>それでは、これ以降については、時間の都合もございますので、事務局よりご説明さしあげます。申請者にお聞きしたいことなどがありましたら、説明の後に時間を設けますので、その際をお願いします。</p> <p>なお、ここから先は、申請書類を頭から読み進めていくといったことはせず、評価シートを基に、申請者が立てた事業計画が各評価項目の基準を満たしているか、各資料と照らし合わせながらご説明させていただきます。</p> <p>それでは、A3 の評価シートをお手元にご用意ください。</p> <p>まずは1つ目、「1. 団体について」ですが、右から2つ目の欄「適否の判断基準」のところ、「自治会・町内会等の地域団体が構成メンバーに入っているか。または、(申請者が)地域コミュニティ協議会か。」ということが判断基準になっています。こちらを判断するための資料が申請書類の「(1) 団体概要」になります。一番大きい欄の「運営主旨」、その中の1つ目のところですが、「1. 本会は、小杉地区の自治会及び関係団体等から選出された代表者により構成し、その運営について民主的に行うものとする。」としており、自治会が組織の母体となっていることが分かります。</p> <p>次に2つ目、「2. 施設の管理方法」ですが、こちらでは「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第12条の各号の内容が記載されているか。」ということ判断基準にしています。第12条の各号の内容についてですが、これは評価シートの下の方に記載してあります。前回の会議でも説明しましたが、指定管理者が実施すべき業務として7項目を挙げてあり、これらが計画書に盛り込まれているかが判断基準になります。</p> <p>時間の兼ね合いもありますので、詳細については省かせていただき、7項目が資料のどの部分に記載されているかということについてのみご案内させていただきます。資料は申請書類の「(2) 事業計画書」になりますので、ご用意をお願いします。</p> <p>一つ目「(1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務」ですが、これは1ペ</p>
---------------	---

ージの一番下の③年間業務のカタカナの「ア」のところにまとめてあります。

次に「(2)利用の許可に関する業務」ですが、これは同じページの真ん中あたりのカタカナ「イ」のところに記載されています。

次に「(3)許可の条件に関する業務」ですが、こちらは本日お配りした追加資料の「④利用の決まり」に細かく記載してあります。

「(4)第9条の規定による退去等の命令に関する業務」ですが、これは2ページの初め、カタカナの「イ」のところにまとめてあります。

「(5)コミュニティセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務」ですが、1ページに戻って、①日常業務の中のカタカナの「ア」のところにまとめてあります。

「(6)第1条に規定する目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務」ですが、こちらは団体が企画する自主事業のことになりますので、2ページの(2)自主事業計画のところでまとめてあります。

最後に「(7)前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンター等の管理上市長が必要と認める業務」ですが、2ページのカタカナの「ウ」の最後の行で触れられております。

以上ですが、7項目すべて、この事業計画書に盛り込まれております。

評価シートの3点目に移ります。「3. 事業提案内容」ですが、こちらは「団体が計画し行う自主事業が1つ以上記載されているか。」が判断基準になります。

資料は今ほども説明に使いました「(2)事業計画書」になりまして、該当箇所は2ページ目の「(2)自主事業計画」の部分になります。自主事業は現時点で2つ企画されておりまして、1つが6月に行う地域運動会、2つ目が7月の防災訓練となっております。それぞれ小杉コミセンを活用し、実際に今年度も実施されておりまして、来年度も引き続き行うものとなっております。

続いて評価シートの4点目に移ります。「4. サービス向上に向けた取組」ですが、「サービス向上に向けた取組が1つ以上記載されているか。」が判断基準となります。

資料は「(2)事業計画書」で、その中の「(3)サービス向上に向けた取り組み」が該当部分になります。詳細は記載の通りとなりまして、取組として4点挙げられています。読み上げますと、まず1点目「利用者の声に積極的に耳を傾け、利用者ニーズの把握に努める」こと。次に「職員研修を行い、施設の管理運営におけるスキルアップを目指す」こと。3点目として「公共施設として「市長への手紙」、「区長への手紙」を常設し、また市主催事業のチラシの設置やポスター掲示などで市政情報の提供に努める」こと。そして最後に「施設の利用者の拡大を図るた

め、自主事業の企画・実施や自治会報などを活用したPR活動に積極的に取り組む」こととなっています。

評価シートの5点目に移ります。「5. 要望や苦情への対応」です。評価の基準は「要望や苦情を受けるための仕組みが1つ以上記載されているか」ということとなります。このことに関する資料は「(2) 事業計画書」になりまして、該当箇所は2ページの「(4) 要望・苦情への対応」になります。要望・苦情を受けるための仕組みとして3点挙げられておりまして、1点目「館内に利用者アンケート箱を常設し、利用者からの要望や苦情の把握に努める。」、2点目「利用者から寄せられた要望や苦情には真摯で誠実な対応を心掛け、原則、即日対応するものとする。なお、即日対応できない事項は、必要に応じ江南区地域課へ報告及び連携するとともに、できるだけ迅速に対応するものとする。」、最後3点目「要望や苦情の対応結果は、業務従事者で情報共有し、管理運営や接遇に活かすこととする。」とされています。

評価シートに戻りまして、続いて6点目「予算の範囲内での適正な執行」になります。判断基準は「収支計画書により、収支が提示されているか。経費削減の取組が1つ以上記載されているか。」になります。

まずは前半部分の「収支計画書により、収支が提示されているか。」についてですが、こちらに関連する資料は「(3) 収支計画書」になります。こちらでは来年度の収支の予算が示されています。基本的には前年踏襲の数値となっていますが、利用者が増加傾向にあることから、利用料金収入が今年度よりも1割弱ほど増える見込みとなっております。

次に判断基準の後半の「経費削減の取組が1つ以上記載されているか。」ですが、こちらに関連する資料は、「(2) 事業計画書」の先ほどの続きになりまして、2ページの「(5) 経費削減」の部分になります。こちらでは、経費削減の取組みとして3点が挙げられています。1つ目が「節水や必要のない箇所の電灯は消灯すること」、2つ目が「空調の温度管理を適切に行うこと」、最後3点目が「裏紙の再利用など消耗品の消費を抑えること」となっております。

続きまして評価シートの「7. 従事者の雇用・労働条件」に移ります。判断基準は「1日に8時間、1週間に40時間を超えていないか。労働条件は、労働関係法令(労働基準法ほか)に照らして適正か。」になります。

資料は「(2) 事業計画書」の3ページになりまして、「(8) 組織・人員体制及び雇用・労働条件」になります。小杉コミセンでは現在4人の管理人を雇用しておりまして、来年度以降も同様の人数・条件で雇用する予定となっております。一日を

早番と遅番の2つに分け、4人でローテーションして回しています。賃金が早番と遅番で異なっていて、早番の場合日給、遅番の場合時給で計算しています。これに関しては特にこれといった事情があるわけではなく、単純に過去のやり方を踏襲しているものになります。早番の場合、勤務時間が6時間40分と端数が生じることもあり、日給とした方が計算上都合が良いという側面もあります。その他、時間外勤務手当、有給休暇、保険などは法律に則って処理されています。

評価シート「8. 地域貢献活動の実績」に移ります。判断基準は「地域の活動に協力しているか」になります。

資料は「(2)事業計画書」の4ページになりまして、「(10)地域貢献活動」になります。地域活動への協力として2点挙げていて、「地域活動団体のコミセン優先利用の対応」及び「地域団体への施設提供」になります。資料に記載はありませんが、自治会、老人会、学校関係の方などが利用する場合、地域活動の後押しという観点から、利用料金の免除も行っております。

評価シート「9. 安全確保・災害時の対応」に移ります。判断基準は「緊急対応マニュアルが作られているか。災害時の避難訓練が毎年1回以上計画されているか。」です。緊急対応マニュアルですが、こちらは資料「②」のことになりまして、災害等の緊急時に施設としてどのように対応すべきかまとめてあります。後半の「災害時の避難訓練」についてですが、こちらは「(2)事業計画書」の3ページに記載してありまして、「(7)安全確保・災害時の対応」の最後に「年1回、避難訓練を実施する」としてあります。

評価シート「10. 個人情報保護の取組・関係法令の遵守」に移ります。判断基準は「個人情報保護マニュアルが作られているか。個人情報の取り扱いについての研修が1回以上計画されているか。」になります。

個人情報保護マニュアルですが、これは「①新潟市小杉地区コミュニティセンター個人情報保護要綱」のことになります。そして研修についてですが、これは「(2)事業計画書」の3ページの最後のところ、「(9)個人情報保護等に対する取組」にまとめてあります。最後の2行のところで「業務従事者に対し、個人情報保護に関する研修を年1回以上行い、個人情報保護を徹底させる」としており、実際に今年度も研修を実施し、個人情報保護の徹底に取り組んでおります。

最後に、評価シート「11. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」についてになります。判断基準は「施設の管理運営に1人以上の女性が関わっているか。」です。

	<p>資料は、「(2)事業計画書」の4ページ「(11)ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」のところになります。女性を登用するという観点から、現在2名の女性を雇用しており、来年度以降も継続することとしています。</p> <p>以上、全11項目についての説明は終わりになります。事業計画は基準を満たすようにまとめられており、書類上は問題ないと考えます。</p> <p>「指定申請書等の説明」は、以上となります。</p>
<p>(2)指定管理者申請者の評価について</p> <p>③申請者へのヒアリング</p>	
事務局：伊藤	<p>続いて、「③ 申請者へのヒアリング」へ移らせていただきます。</p> <p>先程の説明、またその他指定管理全体に係ることで申請者にご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員：佐藤	<p>私も他の施設の指定管理をしているんですけども、日頃から指定管理料や利用料金の使い勝手の悪さを感じている。小杉の方ではそのようなことはありますか。</p>
申請者：青木	<p>それは感じますね。施設も古く、施設の修繕費などがかさむときは大変だなと思います。</p>
委員：佐藤	<p>利用者から修繕の要望はありますか。</p>
申請者：青木	<p>最近が多目的ホールの利用者が増え、それに伴って要望も増えています。最近だとバドミントンの利用者から遮光カーテンを付けて欲しいという要望があり、昨年区から対応してもらいました。また、同様にバスケットゴールのクッションが劣化していると意見があり、それも交換となっています。そのような要望は頻繁にありますね。</p>
委員：佐藤	<p>コミセンの優先利用として、特定の団体の利用を優先する場合はありますか。</p>
申請者：青木	<p>過去にはそのようなこともあったようですが、現在は行っていませんね。</p>
委員：佐藤	<p>繰越金はあるんですか。</p>

事務局：鳥越	<p>利用料金については、一定の水準を超えると市に戻していただく決まりになっています。ただ、現在はその水準に達しておらず、余ったお金は全額繰越金になっています。</p>
委員：小林	<p>サービスの向上に向けた取り組みとして、職員研修を挙げられていますが、具体的にどういったことを行っているのですか。</p>
委員：青木	<p>マニュアルを管理人に渡し、各自確認してもらうようにしています。</p>
委員：佐藤	<p>消防管理者はいますか。</p>
委員：青木	<p>1人設置するようにしています。毎年市で行われる研修にも参加しています。</p>
委員：大沢	<p>今年度、防災訓練をやられたかと思いますが、小杉自治会が自主防災組織を立ち上げたこともあり、より広い範囲で、地域全体で実施された方が良いと思いますが、そのような計画はありますか。</p>
申請者：青木	<p>はい。来年は全戸を対象として行おうと考えています。</p>
委員：大沢	<p>防災訓練とは別に施設の避難訓練を行っているかと思いますが、施設の利用者も参加されているんですか。</p>
申請者：青木	<p>今年は、ちょうど利用者のいない時間帯だったため、指定管理者のみで行いました。実際に利用者がある状況での訓練も重要かと思われるので、次回開催時の検討課題としたいと思います。</p>
委員：佐藤	<p>校庭（グラウンド）も管理の対象なんですか。</p>
申請者：青木	<p>敷地内すべてが管理対象になります。庭木の管理等は、地元の老人クラブから協力いただいております。</p>
事務局：伊藤	<p>他にございますでしょうか。ないようでしたら、ヒアリングを終了させていただきます。</p> <p>(申請者退席)</p>

(2)指定管理者申請者の評価について	
④申請者評価	
	※新潟市小杉地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議開催要綱 第6条に基づき, 非公開とする。
(2)指定管理者申請者の評価について	
⑤意見交換	
	※新潟市小杉地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議開催要綱 第6条に基づき, 非公開とする。
4 指定管理者候補者の確認	
事務局：伊藤	最後に、これまでの評価結果を踏まえまして、「小杉地区コミュニティセンター 管理運営委員会」を、新潟市小杉地区コミュニティセンターの次期指定管理者と してよろしいでしょうか？ (各委員より一斉に「異議なし」と承認。) ありがとうございました。
5 閉会	
事務局：伊藤	以上をもちまして評価会議を終了いたします。 本日は、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございました。